東京代協

相続セミナー開く

生保含む金融商品学ぶ

相続等に係る案件は専門家を交えて

東京代協（廣瀬城児会長）は2月7日、「相続に関する諸問題　金融商品編」と題してウェブセミナーを開催した。相続税の相談を多く受ける安心資産税会計の相続アドバイザー菊池和貴税理士を招き、生命保険を含む金融商品について学んだ。

前半は「相続税額計算の重要ポイント」として、まず、みなし相続財産とされる非課税枠の活用について解説。500万円×法定相続人数が非課税限度額だが、死亡保険金と死亡退職金は別枠であり、非課税限度額の認識に誤解が多いと注意を促した。また、相続放棄した場合は非課税限度枠が適用されない等、ケースごとの計算のポイントを説明した。小規模宅地の計算、7つの税額控除の項目や注意点を解説。「税額を計算するうえで直接影響があるものが多いため、基礎的な知識が必要」と述べた。

後半は「上場株式と非上場株式の評価」と題して、評価にあたっての注意点を解説した。そのうえで、原則的評価方式（類似業種比準方式・純資産価額方式）と特例的評価方式（配当還元方式）を説明。原則的評価方式では、会社の規模が評価を分けるポイントになるとし、業種によっても規模の判断が別れると事例を交えながら解説した。また税務調査の最大ポイントとして、生命保険契約に関する権利「本来の相続財産」と保険契約者と保険料負担者が違う場合「みなし相続財産」にも言及。「保険契約者と保険料負担者が違う場合は、当然相続税が発生する」とし、いくつかのケースを紹介、解説した。

保険契約者が無収入の妻で、実質的な支払いはサラリーマンである夫という事例は非常に多い。同氏は「どのような形態で税務調査、相続、贈与に該当するか否かのボーダーラインのチェックは必ず専門家を交えて行ってほしい」と要望。「保険を販売する際、110万円の非課税の範囲で贈与税もかからないし、本人が契約しているため相続税もかからない、無税だと説明していた。相続人は、税理士に伝える必要がないと思い黙っていた」と経験談を披露し、「税務調査に引っかかる案件にもなったため、販売する際はもう少し慎重にしてほしい」と訴えた。

最後に「名義財産は預金だけでなく、保険でも起こり得る。また、法人の場合、株主の点で気づきがあれば税理士も交えて相談してほしい。株式に関しては相続だけでなく法人税にも関わってくる」と注意を促した。

菊池氏